



「子どもの自殺について」

社会福祉法人青い鳥

横浜市東部地域療育センター所長 高橋雄一

今日学校や医療現場で、自殺願望のある子どもや自殺関連行動をとる子どもが増えています。

日本の自殺者数は、平成 10 年以降中高年の男性を中心として急増し、年間 3 万人以上の時期が長期にわたりました。平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、自殺総合対策大綱のもとに自殺対策が強化され、平成 23 年以降自殺者総数は減少傾向に転じました。しかし、青少年の自殺者数は減少せず、その後の大綱見直しでは若年層への対策の充実が盛り込まれたものの、現在は 10 歳代から 30 歳代までの死因の第一位となっています。さらに、新型コロナウイルス流行の令和 2 年度においては、自殺者総数は増加し、特に青少年、女性の増加が特徴的です。

成人の自殺ではうつ病、精神病、依存症といった精神疾患を背景とすることが多いのですが、子どもの場合は成人と比較してこれらの精神疾患は少なく、生活上の心理的負担を機に自殺行動に至ることが多くみられます。自殺企図の動機として「いじめ」が注目されがちですが、実際は対人関係の問題、学業や進路の問題、家族からの叱責、家庭内不和などさまざま要因が挙げられます。

その他の自殺の危険因子として、自傷行為や過去の自殺企図が挙げられます。自傷行為の経験のある高校生は 1 割を超えるという調査がありますし、自殺既遂者の何十倍もの自殺未遂者がいるという点を考慮すると、誰しもがこうした子どもに接する機会があると言えます。特に医療、教育、福祉に係る方々は、辛さを抱える子どもや家族の SOS を察知しやすい立場にあります。子どもの自殺を防ぐためには、子どもの周りにいる多くの人々が子どもの自殺の問題に関心を持ち、子どもの SOS を受け止めていただきたいと思います。そして医療的ケアのみならず、子どもが日々安心かつ安全な環境下で生活できるような体制づくりができることが望ましいと考えます。

